

川崎市立高津小学校いじめ防止基本方針

1 令和元年度 学校経営計画

- ・教育関係法令
- ・小学校学習指導要領
- ・かわさき教育プラン
- ・学校評価の方法
- ・夢教育

学校教育目標

人権の精神を培い、他とかかわりながら
主体的に生きる子どもの育成

○すぐれた知性 ○豊かな感性 ○確かな行動力

経営の重点

- ・基礎基本の定着 ・主体的、協働的な学習の推進
- ・より良い環境を自ら創り出す意識の育成
- ・心のふれあいを深める児童理解の推進
- ・人権尊重教育の推進
- ・健康安全教育の充実

めざす子ども像

知ってわかって ⇔ 頭に良いこと
心やさしく ⇔ 心に良いこと
やりとげよう ⇔ 体に良いこと

「良いことができる子どもたち」

中期学校経営目標（5年目標）

① 学力の向上	② 社会性の育成	③ 教育環境の充実	④ 開かれた学校づくり
子どもたちが進んで課題を追究したり、問題解決的な学習を取り入れたりする授業の推進。 特別な支援を必要とする子ども一人一人の教育的ニーズに応えたきめ細かな計画と実践。	あらゆる場面で一人一人の発言や思いを大事にし互いに認め励まし合いのできる学級集団作り。 望ましい人間関係の構築に向け、学年・学級経営を基盤とした児童指導。 学校全体での共通理解と指導。	児童の健康・安全意識を高める教育活動の推進。 安全管理システム作りと、危機管理対策の推進。	学校・学年・学級便り、学校HP、授業参観、懇談会、学校公開等様々な手段で学校の情報を発信・公開と保護者・地域住民の理解。

短期学校経営目標（今年度の重点目標）

- ・個のニーズに配慮し、人権感覚を高める指導を行い、いじめを防ぐ
- ・授業中や学校生活の約束を共通にし、教室環境を整えて安全で安心な雰囲気をつくり、いじめを防ぐ

重点に係る具体的な取り組み

主体的・協働的な学びについて研究を推進 ・子ども達が進んで課題追究できるような授業づくりを推進する。 特別支援教育の充実 ・一人一人の教育的ニーズを把握しその可能性を最大限伸ばせるような特別支援教育体制の整備と充実に努める。 しなやかでたくましい心と体の育成 ・体育、道徳の充実。	子どもを主役にする ・あらゆる場で、認め励まし合いのできる学年・学級づくりを推進する。 ・一人一人が人権感覚を磨き、お互いのふれあいを大切にする。 ・たかつ生き生きプロジェクトにより主体的に生きる子どもの育成を推進する。 ・外国文化へのふれあい、学習を通しての国際理解教育の充実に取り組む	安全・安心な学校環境 ・教室などの環境整備を整え、学習への意欲を高める。 防災教育の充実・推進 ・子ども達が安心・安全に過ごせるような環境・校内体制・計画の整備を図る。	家庭・地域との連携 ・豊かな発信と情報収集を心がける。 ・オープンスクールや授業参観、学習発表会など保護者のみならず、町会等地域へも呼びかける。 子どもの健全な育成 ・学校、家庭、地域が、子ども達のために一つになれるような教育活動を展開し啓蒙する。
--	---	---	--

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を策定します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくり、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、児童支援コーディネーターを中心とした学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にするすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普通の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制の整備をします

児童支援コーディネーターを中心とした学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくり出します。

③ 定期的なアンケート・チェックシートの実施をします

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

① 校内いじめ防止対策会議の構成

いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめ認知後の対応や措置を迅速かつ実効的に行うため、校内いじめ防止対策会議を設置します。

② 校内いじめ防止対策会議の役割

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」といいます）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、いじめに関する情報の収集、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を行います。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがある。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要がある。さらに保護者の対応についても誠意を尽くし、問題解決のために信頼関係と協力体制を確立する。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いに関わる情報があったときには、児童支援コーディネーターを中心とした「対策会議」に学級担任や学年教職員などを加えて、校内いじめ対策ケース会議を立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を組織的に実施します。

② いじめられた児童生徒への支援

- もともと信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないように伝えます。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与える

ような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。

- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解決するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味

次に該当する場合を重大事態とといいます。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査を行います。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対応や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 平成31年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、教頭、総括教諭、
学年主任、児童指導担当、児童支援コーディネーター、教育相談担当、養護教諭、
スクールカウンセラー（要請による派遣）、スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・（教務主任）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・（人権部）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・・・・・（教務）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・（教務主任）
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（道徳主任）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・（教務主任）

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・（教務主任）
（教育相談担当）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・・・・・（児童支援コーディネーター）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・（児童支援コーディネーター）

【児童・保護者・地域との連携】

- ・代表委員会・児童運営委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（代表委員会担当）
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（校外委員担当）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（地域教育委員担当）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（児童支援コーディネーター）
- ・家庭センター（児童相談所）との連携・・・（児童支援コーディネーター・児童指導担当）

3 平成31年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童指導部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画確認 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修 ・かわさき共生*共育プログラムの取組について ・効果測定の実施（第1回）と児童理解に向けた活用
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第1回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施 ・学校生活アンケート集約について ・いじめ防止標語の募集（代表委員会など）・ポスター制作
6	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒指導点検強化月間のとりくみ ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について ・携帯・スマートフォン教室実施
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談週間の実施 ・夏休み期間中の対応確認 ・いじめ防止対策に関する研修会・人権教育に関する研修（共生共育）
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第2回学校生活アンケート実施に向けた内容検討 ・学校生活アンケート集計について ・効果測定の実施（第2回）と児童理解に向けた活用
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について ・子どもの権利学習を授業参観で公開する。
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談週間の実施
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第3回学校生活アンケート実施に向けた内容検討 ・効果測定の実施（第3回）と児童理解に向けた活用
2	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について ・「学校体制振り返り月間の取り組み」に向けて、いじめ防止の対策や方針を再度確認。 ・今年度の反省→学校評価への反映
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・集会など、委員会活動での呼びかけや人間関係づくりのレクリエーション活動
- ・自主的なあいさつ運動(児童運営委員会による)

[交流活動の活性化]

- ・異学年交流
- ・共生*共育プログラム(各学年、年間7時間)を実施し、その中の1時間は、高津プログラムとして、あおば級との交流活動「みんなちがってみんないい」を実施する。
- ・クラブ活動での地域の人材活用
- ・栽培活動における地域人材の活用
- ・委員会活動および花いっぱい運動(3年)
- ・小中、幼保小の連携活動(四校連、トライやるDAY、もうすぐ一年生)
- ・町内会・子ども会など地域行事での交流活動(あいさつ運動)

[啓発活動]

- ・いじめ防止標語やポスターの作成
- ・いじめ防止に向けた代表委員会による主体的な呼びかけ
- ・年間テーマの設定、掲示

保護者の取組 (PTA 活動)

- ・広報誌での呼びかけ

地域住民の取組

- ・地域での見守り活動(グリーンベスト)